

議案第 1 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成27年5月21日提出

沖縄県教育委員会教育長 諸見里 明

理 由

県立名護特別支援学校及び県立桜野特別支援学校において、複数の障害種に対応する教育部門を併設するため、沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考】

県立特別支援学校編成整備計画（平成24年度～平成33年度）・抜粋

施策3：より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備
〈計画〉

(3) 平成28年度に、本島北部地区に視覚障害及び聴覚障害に対応できる体制を整備する。

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

名護市字宇茂佐	知的障害 肢体不自由	を	名護市字宇茂佐	知的障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 病弱
---------	---------------	---	---------	-------------------------------------

に、

名護市字宇茂佐	肢体不自由	を	名護市字宇茂佐	肢体不自由 病弱
---------	-------	---	---------	-------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

共生社会の実現に向け、障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるようとするため、「県立特別支援学校編成整備計画（平成24年度～平成33年度）」（以下「編成整備計画」という。）の施策3として「より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備」が掲げられている。

現在、本島北部地区には、視覚障害及び聴覚障害に対応した特別支援学校が整備されていないため、編成整備計画では、「平成28年度に、本島北部地区に視覚障害及び聴覚障害に対応できる体制を整備すること」としている。

同施策の実施にあたり、本島北部地区の特別支援学校2校（名護特別支援学校及び桜野特別支援学校）の、敷地面積、施設状況、学校規模等を考慮したところ、学校教育活動の円滑な展開を考慮し、名護特別支援学校に、視覚障害及び聴覚障害に対応できる体制を整備したい。

あわせて、「より身近な地域で就学」するという施策の趣旨を踏まえ、名護特別支援学校及び桜野特別支援学校の両校に、病弱教育部門を併設したい。

以上の理由により、名護特別支援学校及び桜野特別支援学校における教育部門を追加するため、「沖縄県立特別支援学校管理規則」の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立名護特別支援学校の「障害の種類」として「視覚障害」、「聴覚障害」及び「病弱」を追加する。〈別表（第3条関係）〉
- (2) 県立桜野特別支援学校の「障害の種類」として「病弱」を追加する。〈別表（第3条関係）〉
- (3) この規則は、公布の日から施行する。〈附則〉
※新設となる教育部門に係る児童・生徒等は平成28年度から受入予定

4 関係各課等との調整状況

総務課、教育支援課、施設課及び学校人事課と調整済み

5 添付資料

新旧対照表

○沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）

新		日	
		(名称、位置、修業年限等)	
第3条 (略)		第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるとところによる。	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
名称	位置	障害の種類	部
冲縄県立名護市字宇茂佐特別支援学校		知的障害 肢体不自由	幼稚部
			1年、2年、3年
		視覚障害	小学部
			6年
		聴覚障害	中学部
			3年
		病弱	高等部
			3年
冲縄県立桜野特別支援学校		肢体不自由 病弱	小学部
			6年
		中学部	3年
			3年
		普通科	
冲縄県立名護市字宇茂佐特別支援学校		肢体不自由	小学部
		(追加)	(追加)
		中学部	3年
		高等部	3年
		普通科	